

# (参考資料) 児童相談所機能強化スケジュール (案)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
<b>(北部)</b> こども相談センター 整備 (新設)	実施設計 / 旧施設解体工事	● 新設工事	→	北部開設(4月)					
<b>(中央)</b> こども相談センター 整備 (建替え)		基本計画	基本設計	実施設計	● 建替え工事	→	〔引越〕	中央建替え 移転(年度末)	
<b>(4か所目)</b> こども相談センター 整備 (新設)		〔4か所目 設置場所の決定〕	詳細検討 管轄区域等の検討 建物規模の調査検証	基本設計	実施設計	●	→	〔引越〕	4か所目開設 〔4月以降〕
<b>(南部)</b> こども相談センター整備	<div style="border: 2px dashed yellow; padding: 10px;"> <p>【要検討課題】一時保護所の環境改善や増職員を配置できるようにするため、南部こども相談センターの整備が必要となる。                      ・整備手法 (①既存施設の増改築 ②一時保護所の新築+児童相談所の改修 ③移転建替え) の検討を早期に行う必要がある。</p> </div>								

※上記ハード整備に伴い、計画的な職員体制強化を並行して行う。27

## 9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### 基本的な考え方

- ・代替養育下で生活していたこどもが円滑に自立生活を営むことができるよう、措置開始から措置解除までの代替養育中の自立支援（イン・ケア、リービング・ケア）が重要である。
- ・また、支援の必要性が続く限り、施設退所後（アフター・ケア）も継続して、こどもが社会性を獲得し、自立する力を身につけることを念頭に置いて適切な支援を提供することが重要である。

### 今後の取組み

社会的養護環境下からの自立支援については、退所後からの支援実施ではなく、インケアからリービングケア、アフターケアを通じた切れ目のない支援体制を構築し、適切な支援を提供する必要がある。

国における制度構築や法整備の状況を見据えつつ、引き続き現行事業を確実に実施しつつ、自立に向けた支援を行っていく。

### 目標

各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率について、100%を維持する。

# 10 児童相談所の強化等に向けた取組

## 基本的な考え方

- ・児童相談所は「こどもの権利擁護の最後の砦」であり、児童福祉の中核的専門機関であることから、専門性を備えた人材を確保し、その専門性を高めていく育成に努める。
- ・児童相談所の設置については、利用者に対する適切なアセスメントの実施や支援の実施ができること、及びノウハウの蓄積が着実にできる規模も考慮し、適切な配置を進める。
- ・ICTを活用して効率的に業務を遂行する。

## 今後の取組み

### (1)人材の確保と育成

- ・専門職の人材育成を実施しながら、計画的な増員配置を進める。
- ・人材育成については、義務研修を確実に受講する職場環境を整備し、加えて各種専門プログラム研修など研修を充実させ専門性を高める。
- ・児童福祉司や児童心理司が継続して児童相談所に勤務することがとめられるため、スーパービジョン体制を強化していく。

### (2)児童相談所の複数設置

- ・迅速な組織判断、安全確認の迅速かつ効果的实施、区役所等の関係機関との連携、及び利用者（市民）の利用しやすい環境の整備のため、4カ所体制とする。

### (3)ICTの活用

- ・令和元年度から総合福祉システムにおいて児童相談システムを開発しており、令和3年度のリリースを目指している。

## 目標

児童相談所の複数設置

令和3年度北部こども相談センターの開設、令和6年度中央こども相談センターの移転、令和8年度東部こども相談センターの開設